の控除実施額
限度超過額 表六(十六) 内書分)

を

供用年度後における繰越税額控除限度超過額の控除実施額の合計額 (別表六(十七)「6」の合計額)
供用年度の繰越税額控除限度超過額 (別表六(十七)「8」の供用年度分又は(別表六(十七)「8」の供用年度分＋「9」の供用年度の内書分)

に改め、同表の記載要領第二号中「「供用年度の繰越税額控除限度超過額(別表六(十六)「8」の供用年度分又は(別表六(十六)「8」の供用年度分＋「9」の供用年度の内書分)」を「「供用年度の繰越税額控除限度超過額(別表六(十七)「8」の供用年度分又は(別表六(十七)「8」の供用年度分＋「9」の供用年度の内書分)」に、⑱中「「別表六(十六)「8」の供用年度分」」を「「別表六(十七)「8」の供用年度分」」に、「「(別表六(十六)「8」の供用年度分＋「9」の供用年度の内書分)」」を「「(別表六(十七)「8」の供用年度分＋「9」の供用年度の内書分)」」に改め、同表を別表六(十六)とする。

別表六(十四)の表中

法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「41の②」)

を

法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「45の②」)

に、

法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「40の②」)

を

法人税額 (別表六(二十七)「44の②」)

に、

法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「42の②」)

を

法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「46の②」)

に改め、同表の記載要領第一号中「(次号において「平成22年旧措置法」という。)」を削り、同第二号を削り、同第三号を同第二号とし、同第四号を同第三号とし、同第五号を同第四号とし、同第六号中「第42条の11」を「第42条の13」に、「別表六(二十四)」を「別表六(二十七)」に改め、同号を同第五号とし、同表を別表六(十五)とする。

別表六(十三)を別表六(十四)とする。

別表六(十二)の表中

供用年度のリース特別控除額 (別表六(十三)「5」の供用年度分)

を

供用年度のリース特別控除額 (別表六(十四)「5」の供用年度分)

に、

供用年度後における繰越税額控除限度超過額の合計額 (別表六(十三)「6」の合計額)
供用年度の取得に係る繰越税額控除 (別表六(十三)「8」の供用年度

の控除実施額
限度超過額 分)

を

供用年度後における繰越税額控除限度超過額の控除実施額の合計額 (別表六(十四)「6」の合計額)
供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額 (別表六(十四)「8」の供用年度分)

に改め、同表を別表六(十三)とする。

別表六(十一)の表中

法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「37の②」)

を

法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「41の②」)

に、

法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「36の②」)

を

法人税額 (別表六(二十七)「40の②」)

に改め、同表の記載要領第五号中「第42条の11」を「第42条の13」に、「別表六(二十四)」を「別表六(二十七)」に改め、同表を別表六(十一)とする。